

平成25年第7回平取町議会定例会（開会 午前 9時29分）

議長

若干時間、まだ30分にはありますけれども、皆さんお集まりのようでございますので、会議をはじめたいと思います。

ただいまより、平成25年第7回平取町議会定例会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番四戸議員と4番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、6月14日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

本日招集されました第7回町議会定例会の議会運営等につきましては、6月14日開催されております議会運営委員会において協議し、会期については本日6月20日から明日6月21日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日6月21日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日6月21日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成25年4月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告があり、その写しを、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配布資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。日程第4、行政報告を行います。1. 要望経過報告について。町長。

町長

1. の要望経過報告について申し上げたいと思います。要望項目、平取ダム建設事業の早期完成について、国道237号線歩道等の整備促進について、道道の整備促進について、平取養護学校施設の改修について、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の整備についての5項目について要望してございます。要望先は、自由民主党北海道第九区選挙区支部移動政調会であります。国会議員は堀井学衆議院議員、道議会議員は藤沢道議会議員ほかでございまして。要望月日は6月1日、要望者は町長、議長、産業厚生常任委員長、総務文教常任委員長ほかでございまして。特に、平取ダム建設事業の早期完成につきましては、ご承知

のとおり、本年1月28日に個別ダムの検証を経て国土交通大臣が継続決定され、本年度は約33億7千万円の大幅な予算措置がされているところでございます。しかしながら、最近における異常気象により大規模な災害が全国各地で発生をしておりますので、1日も早いダムの完成に向けての要望をしております。次に、国道237号線歩道等の整備促進につきましては、この国道につきましても、道東と道央を抜ける産業道路として、年々、車両も大型化してございますので、危険な状況でございます。全町で必要な歩道の設置、また、交通事故が多発している局部箇所改修について、強く要望しております。道道の整備促進につきましては、特に宿志別停車場線の桂峠の整備促進とともに、平取静内線の貫気別市街地等橋梁整備促進について要望したところでございます。この路線は平取ダム工事での骨材運搬車両の往来が予想されますので、先行して整備されるように要望をしております。次に、平取養護学校の施設整備につきましては、特に、寄宿舎については小中学部の仕様となっておりますので、高等部の生徒も現在は入所しているため、非常に、不便をきたしてございますので、改修についての要望をしたところでございます。最後にアイヌの伝統的生活空間（イオル）の整備については、継続しての予算措置についての要望をしております。以上で要望経過報告を終わります。

議長

2. 平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは、平成25年3月定例議会以降における、諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。まず学校教育についてであります。1点目の体罰の実態把握調査結果についてであります。このことにつきましては、3月定例議会において調査の概要等についてご説明申し上げたところでありますが、6月5日付けの新聞各紙で報道がありましたとおり、その結果が公表されましたので、平取町における実態についてご報告いたします。本調査につきましては、文部科学省が実施したものとなりますが、平成24年度に発生した体罰に関し、道内札幌市を除く道立及び市町村立の小学校、中学校及び高等学校等の教職員並びに生徒保護者を対象として、体罰が行われた場面、体罰の態様、被害の状況等についてアンケートを取ったものとなっております。道内における体罰として認知されたものは、このたびの第二次調査を含め、平成24年度において、合わせて90件となっております。このうち平取町における体罰として認知した件数は0件でありましたが、町内小中学校に関するアンケート調査の内容等につきましてご説明申し上げたいと思います。町内小中学校合わせて7校の全児童、保護者並びに教職員を対象に、体罰の有無について調査を行ったところでありますが、小学校においては、体罰を受けたことがある体罰を見たこと聞いたことがある、とした回答があわせて5件ありました。中学校にありましては同じく体罰を受けたことがある、体罰を見たこと聞いたことがあるとした回答が1件ございました。また、教職員からの回答において体罰とする行為を行

ったことがあるとしたものは1件となっております。これら体罰を受けたことがある、見たことがあるとする回答の内容といたしましては、長時間廊下に立たされた、こめかみをぐりぐりされた、身体的特徴を授業中に何度も言われた、授業中腰のあたりを平手で叩いた、サッカーのまねごとのごとく足を蹴った、部活動中平手で叩いた、などとなっております。教育委員会といたしましてはこれら回答のありましたすべての事案につきまして、教育委員会職員による児童生徒及び保護者並びに関係教職員から直接個々に事情聴取を行うなかで、その事実確認作業を実施したところであります。その事実確認によりましてはアンケート回答書に基づき、体罰があったとされる当時の状況等をつぶさに聞き取りを行ったところでありますが、その事実確認をすべて終え、体罰に該当するか否かについて、教育委員会として、最終的に判断を行ったところであります。その結果においては冒頭申し上げたとおり、町内各学校においては体罰に該当する事案はないものとしているところでありますが、児童生徒が叩かれた、蹴られた、こめかみをぐりぐりされた、身体的特徴を何度も言われた、長時間廊下に立たされたといった事実は、いずれも程度としては軽く、肉体的苦痛を与えたことには至っていないものであり、またこれら行為は、指導の範囲内での行為と認め、体罰には該当しないものとして北海道教育委員会に対し報告をしたところであります。なお教職員自ら体罰として報告を行いました事案につきましては、児童が授業時間において、集中することなく、他の子どもたちへ迷惑をかける行動を取り続けていたため、廊下へ引きずり出し、立たせた行為でありました。廊下に立たせ、その間、指導等を行わずいわゆる放置した状態を長時間続けることは、体罰として認知しなければならないものとなってまいりますが、今回の事案につきましては、時間も短く、また、立たせた間は注意指導も行っており、放置状態ではないことから、体罰には認知しないことでの判断を行ったところであります。また体罰には該当しないものとして判断したことにつきましては、当該児童生徒並びに保護者に対しましても、改めて説明を行うなかで、それぞれ理解を得たものとなっております。いずれにいたしましてもいかなる理由においても肉体的苦痛を与える行為そのものを今後とも、根絶する上において、学校内における連絡体制の確立を十分図ってまいり所存であります。また事案発生時にありましては、児童生徒の相談しやすい環境づくりとあわせて、教師への信頼感を損なうことなく、児童生徒とのより良い人間関係の構築に努めてまいりたいと考えております。続いて2点目の平成25年度全国学力・学習状況調査の実施についてであります。去る4月24日、町内の小中学校7校において、例年実施しております全国学力・学習状況調査が行われました。今年度は、従来の調査方法であります抽出方式から数年に一度、きめ細かい調査を行う悉皆方式に変わりました。国が全国すべての小中学校を対象に調査を実施し、集計、分析、公表するはこびとなっております。調査の概要といたしまして、中学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒を対象に、国語、算数、中学校におきましては数学となりますが、この

2教科において基礎・応用に分けてそれぞれ実施をいたしました。またこのほかに、国は今年度これまでの調査結果を踏まえ、経年変化分析や経済的な面も含めた、教育格差を把握するための調査等を抽出方式により新たに追加調査することとなりました。平取町におきましては、保護者を対象としたアンケート調査が、町内で1校抽出され、6月上旬に実施されたところであります。なお国及び北海道から調査の結果が公表され次第、内容等を分析し、各学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとともに、議会に対しましてはご報告をさせていただきたいと考えております。次に3点目の平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果及び平成25年度調査の実施についてであります。昨年6月に国から全国体力・運動能力、運動習慣等調査の抽出対象校として、町内の小学校1校が抽出され、調査を実施し、本年3月末に全国平均及び北海道平均とあわせて公表されたところであります。調査の概要は、小学校第5学年を対象に、体育の授業のなかで8種目、これは握力、上体起こし、反復横とび、50メートル走などの実技調査と児童生徒に対する運動習慣、生活習慣等に関する調査となっております。平取町の結果における態様について申し上げますと、男子は北海道の平均を上回るぐらい身体が大きく、体型的にも標準に位置するとともに、運動能力的にも平均以上に優れておりました。また日常の生活習慣におきましても、総合的にスポーツが大好きで、積極かつ活発な子どもであるという状況となっております。一方女子は北海道平均と比較し、身長は同じくらいであります。体重は上回る状況となっており、全体的に肥満傾向となっております。運動能力につきましても8種目中、7種目で大きく北海道平均から離されている現状にあり、どちらかという、運動があまり得意ではない部類に属する結果となりました。普段の生活習慣におきましてもあまりスポーツに興味関心がなく、日常的にどちらかという、運動するより家でテレビを見たり、睡眠をよくとるほうで体を発散させない傾向となっております。以上の調査結果を踏まえ、町教育委員会といたしましては、各学校の創意工夫に基づき、体力づくりの取り組みを一層行うよう指導してまいりたいと考えております。また平成25年度調査の実施について、この5月末に通知があったところでございます。今年度の調査につきましては、従来の抽出方式から悉皆方式となり、すべての小中学校を対象とすることになりました。調査対象となります児童生徒につきましては、これまでどおり、小学校調査が第5学年、中学校調査が第2学年となっております。平取町におきましてはすべての学校に調査依頼をするなかで、7月末までに小学校5校52名、中学校2校32名を対象として、各学校で取り組む予定となっております。続いて4点目の子ども教育委員会の実施結果についてありますが、去る4月27日、町教育委員会主催により、平取町子ども教育委員会を中央公民館において開催をいたしました。町内の7小中学校から児童生徒の代表者各3名、計21名が参加し、教育委員及び教育委員会職員と町教育委員会の社会教育、社会体育事業等についての意見交換を行ったところで

あります。子ども教育委員会は今回初の試みではありましたが、子どもたちが一人一人事業を通して交流していく姿を見ておりますと、児童生徒が一堂に会する機会があまりないことから、今後におきましても、事業の目的に沿って、また学校の理解と協力を得るなかで、創意工夫を図りながら継続してまいりたいと考えております。また今回子どもたちが一生懸命に話し合いを行い、考えた多くの意見要望等につきましては、教育委員会事務局において改めて精査を行い、今後の教育行政に十分反映させてまいりたいと考えております。続いて5点目の平取高等学校振興支援協議会の設立についてであります。このことにつきましては3月定例議会における予算審査特別委員会での質疑において、平取高等学校にかかわる生徒確保対策を検討していく上で、新たな組織体制を構築していくことについてご答弁申し上げたところでありますが、この度正式に協議会を設置することでの要綱等を定めたところでありますので、その概要等についてご説明申し上げます。ご承知の通り、平取高等学校につきましては、静内高等学校の地域キャンパス校として、1学年1間口40人定員をもって運営されているところでありますが、児童生徒数の減少並びに進路志向の多様化など町内小中学校卒業者の平取高等学校への進学率が年々低下するとともに、町外からの生徒につきましても一定数を確保することは今後においても困難な状況が予想されるところであります。このことにおきましてこの平取町から高校をなくさないという強い意志のもとで、地域ぐるみで存続させていくための検討組織体制へと移行させていくものとしたしまして、これまでの平取高校の未来を創る会を発展的に解消を図り、新たな検討の場とする平取高等学校振興支援協議会を設置したところであります。平取高校の未来を創る会にありましては、学校PTA関係者を中心とした組織でありましたが、これを平取高校が地域からなくなることにより、当町の地域振興、経済を含め、多大な影響を及ぼすことについて深く町民すべてが認識するなかで、町民全体で生徒確保、学校存続を検討する会議の場にしようとするものであります。本組織につきましては、その委員について、町議会をはじめ、農業協同組合、商工会、建設協会、沙流川森林組合、アイヌ協会平取支部、社会福祉協議会、自治振興会、さらにはPTA連合会、校長会、教頭会、合わせて19団体並びに学識経験者、一般公募委員若干名を含めた、31名程度による組織編成とするものであります。この新たな組織による事業といたしましては、町民の英知と団結を結集するなかで、平取高等学校の振興と生徒確保を目指すために、大きく4点について展開を図るものとしております。その一つといたしましては、学校のイメージアップへの支援に関すること。2点目として、生徒の教育環境の充実と向上に関すること。3点目に小規模ゆえの学校運営への支援に関すること。4点目に、町民への存続意識の喚起及び啓蒙活動に関すること。以上4点が本会における事業内容となっておりますが、現在各団体からの委員推薦を受けるとともに、一般公募委員について受け付けを行っておりますので、全委員がそろい次第第1回目の会議を招集し、その後鋭意振興支援策について協議を行うなかで、生

徒確保への道筋を立てるとともに、町施策へ反映できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、町議会をはじめ、町民各位に対し、特段のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。続いて6点目の教育懇談会の実施についてであります。教育行政全般にわたる懇談を去る4月25日に振内中学校PTA役員、6月6日に振内小学校PTA役員会とそれぞれ実施いたしました。学校施設整備の充実並びに学校統合に関することにつきまして意見交換を行わせていただきました。続きまして社会教育事業についてご報告申し上げます。平取町民大学の開設についてであります。平成25年度教育行政執行方針においてもご説明申し上げてまいりましたが、このたび開設にあたり、町民大学設置要綱並びに運営要綱等を定めるなかで町民に対しいつでもどこでもだれでもが、楽しく、そして幅広い知識等を習得していただくことを目的といたしまして、今年度からの開校に向けて整備したところであります。既に6月14日付けのまちだよりの折り込みにて町民大学学生募集及び予定講座等について、ご覧をいただいていることとは存じますが、学生定員は30名として、本年度は10回程度の講座を計画しております。多分野に及ぶ講座を開設するものとしたしまして、その分野における専門家に講師として努めていただくものとしておりますので、ぜひ町民皆さまにおかれましては、ご入学いただければ幸いです。入学手続き方についてよろしくご配慮下さいますようお願いを申し上げます。以上本年3月定例議会以降におけます諸般の教育行政にかかわる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項につきましては、お手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。4番松澤議員を指名します。4番松澤議員。

4番
松澤議員

4番松澤です。先に通告しておりました、道立苫小牧病院の廃止に係る町の対応について質問させていただきます。道立苫小牧病院は、本年3月に策定された「新・北海道病院事業改革プラン」において、平成25年度をめどに東胆振、日高地区における結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の機能の確保を図った上で廃止するとされました。本町において肺疾患により、専門的な道立苫小牧病院を利用する方は、一定数いると思われませんが、廃止により住民にどのような影響が及ぶのか、また、道による道立病院廃止について、町の考えと道への対応をどのように行ってきたのか伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは松澤議員のご質問にお答えをいたします。東胆振、日高地域で唯一、結核病床を有する呼吸器科の専門病院である、道立苫小牧病院の廃止に関する

町の考え方と道への対応に関する経緯についてご説明をいたします。昨年、平成24年8月8日、道は、道立病院の今後の運営について、地元市町村から意見を聞くことを目的に道立病院にかかわる連絡会議を苫小牧で開催し、東胆振及び日高地域の各市町村の担当者が出席をいたしました。その際に、私のほうから、平取町には結核及び呼吸器科疾患に対応する専門的医療機関が存在しないため、道立病院の存在意義は大きく、道は、さらなる経営健全化を進めることによって、同病院が今後も存続し、継続して医療を提供するよう求める内容の意見を述べました。次に昨年、平成24年12月18日、北海道保健福祉部道立病院室の参事が、町の保健福祉課を訪れまして、その際、道側から道立苫小牧病院は、平成23年度決算状況で、単年度純損益が6億1800万円の赤字、累積欠損金が66億3700万円の赤字に達し、経営状況は極めて厳しく、今後も改善の見通しが立たない状況であることから、現在、同病院を廃止する方向で検討しているとの説明がありました。これに対しまして、私のほうから、平取町としては、8月の会議の際にも申し上げたように、現に診療を受けている、町民に与える影響が避けられないことから、呼吸器疾患に苦しむ患者のために、道は、公的医療サービスを安定的に提供する責任を果たす観点で、今後とも継続して診療を続けるよう努力願いたいとの要請を行いました。続きまして、本年1月21日に同じ道立病院の参事が役場を訪れまして、川上町長に対し、道は道立苫小牧病院を廃止する方針である旨、正式に表明がありました。これに対して、川上町長は、医療サービスの低下による町民生活への悪影響を懸念する立場から町長として、道立苫小牧病院の廃止に対しては反対であり、道は地方を重視したいとする知事の考え方に沿って、廃止の方針を見直すよう求めるとの申し入れを行っております。次に、本年、5月16日、同じ道立病院の参事がふたたび、町の保健福祉課を訪れまして、その際に、道立苫小牧病院は、結核患者数が減少していることなどを踏まえ、平成25年度末をめどに東胆振、日高地域における結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の機能の確保を図った上で、廃止するとの内容を含む、新・北海道病院事業改革プランを作成し、道が道立苫小牧病院を廃止する方針を固めた旨の説明がありました。この際におきましても私のほうから道立病院で廃止の方針が出されているのは、苫小牧病院だけであり、町としては、本年1月、川上町長が道に申し入れたように、廃止には反対であるとともに、その方針を見直すよう求める考えに変わりはないとの意見を伝えたところであります。以上が、道立苫小牧病院の廃止に関する昨年から現在までの道の考え方と、これに対する町の対応の経緯に関する概要でございますが、この間、町は現に利用している、患者、町民のことを考慮し、本件に関し、一貫してこれに反対する姿勢を示してまいりましたが、大幅な経営赤字を背負った道の姿勢に変化はないというのが、現在までの状況であります。以上です。

議長

松澤議員。

4 番
松澤議員

ただいまの説明で、住民の影響を考慮しての町の対応と考え方がよくわかりました。ありがとうございます。現在各地域において医師不足が大きな問題となっていますが、今回の道立苫小牧病院の廃止に伴い、東胆振、日高地域における結核医療については、苫小牧私立病院において結核患者の一時受け入れに必要な、陰圧空調設備等を要する病床を必要数整備する、また、呼吸器疾患の患者については、苫小牧市立病院及び王子総合病院を中心とした地域の医療機関において対応し、道として呼吸器科医師の確保について支援を行うこととしています。そのことにより、中心的な受け入れ先となる苫小牧市内の病院の医師の確保が必要不可欠となっていくと思われまます。先日、新ひだか町のバーチャル総合病院構想の説明を聞く機会がありましたが、町内に多くの病院と診療所が存在している町なので、病院間連携システムの整備等を行っていけば、専門的分野もあわせ持つ一つの医療機関圏として機能していくことも可能でしょうが、平取町は専門医療に関し、循環器内科、皮膚科、物忘れ外来などの導入等改善に努めてきていますが、多くは苫小牧市に依存している状況なので、苫小牧市の医療に関する情報は、我が町にとってはとても重要なことと思います。住民に不安を与えることなく、かつ、不利益を生じさせないように、呼吸器疾患患者の受け入れ病院における医師の確保と道が講じようとしている対策が確実になされることが求められていますが、町として受け入れ病院が所在する苫小牧市の負担にならないためと、これからの北海道全体の医療の充実を図るため、道に対し、万全な対策の確実な実行を求めて、要請するべきと考えますが、それはお考えだと思っています。先ほどの説明もわかりましたが。その見解をもう一度伺いたいのと、また、現在、道立苫小牧病院に通院している町民について、平取町国民健康保険病院での対応等を何か考えていらっしゃるのか伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

道のスケジュールといたしましては、道立苫小牧病院を廃止する条例案を、今後開催される道議会に提出をし可決された場合に、正式に決定するとの見通しを示した上で、医療の機能確保の面では、道立苫小牧病院の廃止に当たっては、苫小牧市立病院と王子総合病院の二つの総合病院、並びに、札幌市内にある、結核の専門病院と十分に連携をしながら、今後の対応について、患者に支障が出ないように万全を尽くすとしております。具体的には、道立苫小牧病院の入院及び外来患者一人一人に対し転院、紹介を含め、きめ細かく対応するほか、地域の各病院や、市町村等の関係機関並びに、道民に対して積極的な情報提供を行い、混乱を招かないよう、十分な対策をとるとの説明がありました。また、一般の呼吸器疾患の患者は王子と市立で対応出来ますが、道立苫小牧病院が廃止された場合、東胆振、日高地域に結核の入院病床が存在しなくなるため、結核の入院患者については、札幌市内の北海道医療センター、北海道社会保険病

院など、結核病床を有する病院と協議の上転院を行うとともに、札幌方面の病院に転院できない重症患者については、苫小牧市立病院にある陰圧空調設備、空気が外に漏れない設備のある、病院に入院させるなど、道として必要な措置を講ずるといたしております。なお、道立苫小牧病院における平取町の患者数は、平成24年度年間実績実人員で入院が3名、外来が88名となっております。現在、平取町からの入院患者は0ということでございます。松澤議員ご質問のように、町としては、今後、道立苫小牧病院の廃止が正式に決定された場合には、道が廃止の条件として示した、結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の機能確保対策と患者対応に万全を尽くすとする対策の着実な実行を、道に求めてまいりたいというふうに考えてございます。また、道立苫小牧病院が現実に廃止されたとすれば、議員ご指摘のとおり、市立と王子の両病院にかかる負担は重くなるものと予想されますが、これについて、道は、北海道大学医学部に対し、この二つの病院に医師を派遣するよう要請するとともに、二つの病院とも道立苫小牧病院が廃止された場合の、患者数と入院外来収益の増加を見込むことにより、呼吸器科の医師をそれぞれ1名ずつ増員をして、現在の2名から3名の体制にする予定であるとの説明を道から受けております。道立苫小牧病院へ通院している町民に対する、町国保病院での対応等につきましては、副町長からお答えをいたします。以上です。

議長

副町長。

副町長

はい、それで私から、町立病院の対応についてご説明を申し上げたいと思います。ただいま大西課長から、るる細かいご説明がございましたとおり、道がただいま入院してる患者あるいはその通院している患者に、今話されたとおりの対応をすれば平取から通院している患者についても、大きな、混乱はないのかなというふうには思っております。ただし、もし通院してる患者さんがどうしても町立病院で診療を受けたいと、というようなご希望される方がいれば、当然、道立苫小牧病院との打ち合わせ・連携が必要になってまいりますけれども、それらの連携のなかで受け入れが町立病院として可能であれば、受け入れるよう、患者さんの希望に沿ったかたちで対応をしてみたいというふうに思っております。ただ残念ながら、町立病院には呼吸器科専門の医師はおりませんので、なかなか希望する患者さんがいるかどうかというのは今後状況をみながら対応したいなというふうに思っております。いずれにしましても、今後の道の対応が苫小牧市立病院、そして王子総合病院の医療関係機関の受け入れがどうかたちで進んでいくのか、これらについても十分状況を見きわめながら町立病院の対応をさらに検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長

よろしいですか。松澤議員。

4 番
松澤議員 聞き漏らしたかもしれませんのでもう一度。そういうことで道に対して万全な対策の確実な実行を求めて要請していくというお気持ちといたしますか、そうして下さるといことはどうなんでしょうか。要請していただけるんでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 町といたしましては、道立苫小牧病院が廃止されるということが決定された場合におきましては、道が廃止の条件として示した万全な対策を尽くすとすることの着実な実行を道に求めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長 よろしいですか。松澤議員の質問は終了します。続きまして、3番四戸議員を指名します。四戸議員。

3 番
四戸議員 3番四戸です。質問事項にあります2問について。1点目は老朽化した公共施設の改修計画、2点目については、本町市街地の商店の整備について、質問していきたいと思っております。町内の各種の公共の施設は、建設された後、かなりの年数が経過しております。いま、町立病院をはじめ、過渡期にきた施設が、数多くございます。今年度は、びらとり温泉の改築がはじまり、また、平成27年度には、国保病院の改築に向けた実施設計がはじまります。その後、国保病院の改築へと進んでいくものと考えられますが、過去において、平取町は道路や河川の整備、水道の整備、施設の建設など、数多くの大型事業を行ってきました。生活環境や、町民の生活の大きな向上が図られてきましたが、しかしながら、その一方で多額の起債残高を抱えて、国の三位一体の改革とあわせ、財政的に大変な時代も、経験してまいりました。現在、町は健全な財政運営のもと、起債残高も年々減少してまいりました。今後数多くある古くなった公共施設を改築していくとなると、また過去のような多額の起債残高を抱えることになると思われます。今話したような、状況が考え得ることから2点に分けて、質問していきます。まず、新たな起債について伺います。昭和45年から4次にわたり、議員立法として過疎法が制定され、私たちの町も上下水道や、先ほど言いました道路や河川の整備、公共施設の改築などが整備され、一定の成果を上げてまいりました。過疎の地域は、人口の減少と高齢化に直面し、町においてもさまざまな問題が生じております。実効性のある対策を切れ目なく講じる必要から、平成22年に法の期限を平成28年3月まで6年間延長されました。さらに、東日本大震災により過疎対策事業の遅れから、平成24年に法の期限を平成33年3月まで5年間再延長されました。町の事業の多くは、過疎計画によって過疎対策事業債を主な財源とし、今後事業を展開していくものと思われます。これらを踏まえ、この過疎債は、どの程度が普通交付税の需用額として算入されるのか、また今後の資金計画において、財政の健全化が図られていくのか伺います。過疎債その他、関連事業債の交付税需要額算入、さらに

は総合計画・健全化の判断比率、今後の推計は、どうなっていくのか伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

四戸議員の質問に対し、お答えさせていただきます。質問にありました過疎債充当事業ということでございますが、もとより、平取町が計画しています投資的事業等の実施につきましては、可能な限り国や道の補助金、他の財源等をです。ね、充当いたしまして、残りの平取町の負担分につきましては、過疎対策事業債などの借入をおこないますが、元利償還金の一部が交付税に算入される、いわば良質起債を積極的に活用して財源の確保をしてきたという状況です。今後、そのような方向で、財源の確保へと考えていまして、ご質問にあった、過疎債、いわゆる良質起債のなかでも事業の充当メニューも非常に多様だということもございます。そのうえ、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入するというようなものになっていまして、今後こういった老朽化等に伴う事業の実施にあたっては、いわゆるハード事業、もしくはソフト事業などにこの総体的な、財政運営における公債費の状況なども勘案しながら可能な限りでの充当を図りたいと考えてございます。現在、平成23年度末で、町債の元金残高でございますが、これは一般会計で57億4千万円あまりでございます。そのうち、こういった過疎債などの良質起債を積極的に利用してきた経緯もありまして、そのうち65%の約37億円程度は、その償還分が交付税の基準財政需用額に算入される額になっております。財政の健全化を示す各種財政指標でありますけれども、以前もお示ししましたとおり、実質公債費比率ですけれども、これは起債の償還がいかに関財政運営に影響を与えるかというひとつの財政指標でありますけれども、これが23年度決算で11.8%となつてございまして、健全化基準が25%ですから数値の上では大きく下回つて健全化の状態にあるというふうに言えると思います。それから、将来にわたつての負担比率がどうなっているかということで、これは当町におきましては、23年度の決算ベースでは0%ということで、数値の上では、良好な数値ということが言えようかと思います。この数字も現時点での総合計画等の事業ベースで推移した場合においても、総合計画の最終年度であります、平成27年は実質公債費比率が5.8%、将来負担比率についても0%となる見通しでございます。今後第6次の総合計画にて実施予定されております、大型事業などを計上するにあつても、さらによりの確な財政状況の見通しですとか、健全化の方向性を基本としました、事業計画、財政運営の構築が求められると考えてございます。以上です。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

課長の答弁のなかで過疎債の返還70%とそれが普通交付税で返ってくるというような答弁だったと思いますが、これすべての過疎債事業に対して70%と

いう考え方でよろしいのでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 そのような考えで70%算入されることとなっています。

議長 3番四戸議員

3番四戸議員 先ほども質問のなかで言いましたけども、結局ですね、施設の要するに資金源といますか、お金はやっぱり過疎債、まあすべてが過疎債じゃないんですけども、それが基本となっていくなということで過疎債について伺いました。2点目として、これから先、人口の増加があまり多く望めないなか、5年先さらには10年先を考えた場合、町の古くなった施設を今後どのような、財政計画を立てて改築していこうと考えているのか、この点について伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 先ほど申し上げたとおり今後もこのような事業については、第5次後期及び、これからの第6次の総合計画にそれぞれ位置づけをして、財政計画とともにその整備にあたるということになるかと考えます。なかでも、こういう老朽化施設については、それぞれの施設の老朽化の度合いですとか、それからその施設の現在の使用頻度、今後、地域での位置づけですとか、さらには、それを廃止することでの代替措置とのコスト比較も含めて検討するということになるかと考えてございまして、そこで新たな施設を建てるか廃止するか、もしくはその補強改修などを行うかなどの判断、それから、当然財政計画に沿った、整備の準備をしながら実施、対応しなければと考えています。それも、第6次の総合計画のなかで、議会をはじめとした町民の議論のなかで、検討していくものと考えてございます。以上です。

議長 四戸議員。

3番四戸議員 これからやっぱり、過去のような起債を残したくないという思いで、今課長に質問いたしました。28年度にまた新たな計画が始まるわけですから、そういうことも踏まえて、考えてしっかりした計画をつくってほしいと思います。3点目にですね、本町市街地の整備について伺いたいと思います。3点目としてはですね、本町の市街地について伺います。現在においてはあまり雇用する会社もなくなりまして、人口の減少が進んでる状況だと思います。その人

口の減少の原因とも考えられますが、どこの商店もそうですが、店を經營するのが大変だという声がいまあちらこちらから聞かれます。さらにはですね、後継者がなく店も古くなりましたから、あと、2年、3年先には店をやめるという寂しい声も聞かれています。これから数年先、現在も空き地もでてまいりましたが、空き地、さらには空き店舗が出てくると考えられます。町としてはどのような考え方で、今後どのような市街地づくりを考えているのか伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えいたします。現在の平取町の人口につきましては今年5月で5515人ということで、前回の国勢調査、平成22年の10月1日になりますけれども、その際5596人でありましたので2年半ほどで81人の減少となっております。3月下旬に出されました新聞報道によると、人口の将来推計におきましては、2025年度では、平取町の人口が4363人、2040年では3194人になるのではないかとというような衝撃的な数字が出されていたところでございます。答えとしましてですね、対応として町長も答えておりましたけれども、農業分野における新規参入の方の導入、またアイヌ文化等を活用した交流人口ですとか新たな職場の開拓ですとかそういうもので、その数字は何ぼか押さえていきたいというような答えをしているところでございますけれども、いずれにしましても、衝撃的な数字でございました。また平取町の商工会の会員数につきましても今年4月で全体で177会員、本町では98会員というふうになっているということでございます。これにつきましても平成19年の4月では全体で193会員、本町では105会員だったということでそれと比較しましても町全体で16会員、本町で7会員の減少というようなことになっております。今後の見通しとしましても大変厳しい状況にあるというふうに考えております。平取町としましても、商工業の振興策としまして、子育て支援を目的としてタイアップしました、金券発行事業を平成21年度から実施しており成果を上げているところでございます。また平成22年度より継続して支援してきております、プレミアムつき地域商品券の発行事業につきましても地元購買と町民の生活支援に大きく貢献をしているところでございます。その他中小企業者の運転資金または設備資金等の特別融資制度などの活用を促進し、経営の近代化と経営基盤の強化のための支援をしてきているところでございます。しかしながら人口減少による購買力の低下も明らかであるため、町の人口減少を少しでも穏やかなものにするために、施策を実施してきているところでございます。農業関係につきましても新規就農者の受け入れを計画的に実施しておりますし、後継者対策としてさまざまな方法を検討協議しているところでございます。また移住・定住のための施策や平取町活性化協議会を立ち上げ、新たな働く場を創出するよう取り組んでいるところでございます。それとと

もに食と農業、歴史と文化、自然と観光施設やイベントなど地域資源を活かしまして、交流人口の拡大を図りながら、観光資源を増やすための施策事業も展開しているところでございます。議員指摘のとおり本町市街地の商店については高齢化が進んでおりまして、後継者がいないところについては、今後ですね、廃業となる可能性は大きいものと考えているところでございます。平取町商工会もこの現状には危機感を持っておりまして対応策などについて今後協議されていくことと思っておりますし、平成20年から実施されました空き店舗対策事業なども、その一つでございました。今後は平取町として、商工会とも連携を密にしながら、将来のあるべき姿について、情報共有、共通認識を持ちながら、できる支援についてしていくというようなことで考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

答弁はよく分かりました。私の質問のなかで言った、多分これから先、空き地、まあもうできていますが、特に本町市街地内の都橋から上って言いますか下っていいのか、向こうのほうにおいては、既にもう2～3か所空き地ができて、本当に、町の市街地としては、今は道々に格下げなりましてから歩道も、日高管内で唯一歩道もなく、そういうふうに商店街も閉鎖されていきますと本当に寂しい町になるなというふうに私なりに考えております。そこでですね、先ほども質疑していましたが、これからいろいろ計画されると思いますが、施設が今過渡期に来ておりますので、そういうものも踏まえながら、今後計画されてはいかがと思いますが、その辺についてはどう考えてるのか伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。先ほど言いましたとおり、空き店舗対策等につきましては平成20年度から商工会が中心なりまして、空き店舗を使って人の集まるような施設等ということで実施をしてきたところでございます。その事業につきましても、建物が撤去されるということで、その後、実施はしてないようなかたちになっておりますけれども、今後そのような空き店舗等が出てきた際には、人が集まる施設ももちろんですけれども、継続して実施していくに当たっては何かしらの収益が上がるようなことをやっていかないとなかなか継続は難しいというふうに思うんですよね。人が集まるということでなかに職員、対応する人の賃金ですとかそういう部分で金額がかかってきますし、そういうものも補ったり少しでもそこで収益を上げながら、継続的に実施をしていけるようなかたちの施設等も今後検討されていくようなかたちが望ましいんじゃないかというふうに考えております。商工会のほうともお話をしましたけれどもな

かなか後継者対策、店舗については、現在営業している関係でですね、10年後20年後にどうしますかという話もなかなかデリケートな部分があって、難しいというふうに聞いているところでございます。いずれにしても近い将来、そういう問題が多く出てくるということですので、平取町の商工会につきましても内部で検討もされていくことと思いますし、町としましても、先ほど言ったとおり、商工会と連携しながら情報を共有しながら対応していきたい、議員指摘の公共施設等も含めた対応について検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

ありがとうございます。今ですね、この質問事項2点について、担当課長さんから答弁をいただきまして、それなりに考え方はわかりましたけれども、最後の質問になります、町のトップであります町長は、今の質問事項について、これから先どう考えているのか伺って私の質疑を終わりたいと思ひます。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから総合的な観点から3点に分けてご答弁させていただきたいと思ひます。一つは、公共施設の老朽化への対応の関係でございまして、皆さんもご承知のとおり、平取町は行政区域が広く、大きくは、本町、振内、貫気別に分かれまして、公共施設がそれぞれ整備されておりますことから、非常に行政コストが他の町よりかかっている状況にございまして、そのようななかで公共施設の多くが老朽化して更新時期に来ておりますことは事実でございまして。先ほど来、まちづくり課長、そして産業課長のほうからの答弁と重なる部分もございまして、さらにつけ加えたとしたらですね、どうしても建てかえが必要な公共施設については可能であれば、複合的な施設として、将来のランニングコストを下げることが望ましいというふうに考えておりますし、また、特定財源については、当然ながら、国、道の補助金等を有効に活用しながら、その裏負担については、良質な起債をしながら、健全な財政運営につなげていくべきだというふうに考えてございまして。いずれにしても、今後、第6次の総合計画の10か年計画の策定が始まりますので、財政状況の見通し、あるいは健全性を踏まえまして、これから議会、あるいは町民の皆さんとも協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございまして。次に財政的な観点でございまして、先ほどの担当課長のほうから申されたように、町の財政については平成24年度で、一般会計の町債の元金残高については、57億円、そのうち、65%の37億円程度が交付税算入されるということで、これについては、毎年の交付税に元利償還する、過疎債の元利の70%が算入されるものでございまして。そういったかたちで、実質の借金は20億でございまして、特に財政

の健全化を示す将来の負担比率については、0ということで、今後もこういったことで維持できるだろうということでございます。いずれにしても、町は健全財政を維持してございます。しかし、ただ借金をしたら悪いということではなくてですね、借金をしても、財産が残ることになりまして、町民サービスの向上にもつながるということでございます。これまで平成14年度、当時の小泉内閣の骨太方針に伴ってですね、三位一体改革によりまして、平取町も大幅に交付税が削減をされて、大変な状況になっていた矢先に平成15年8月、そして平成18年の未曾有の大災害が発生をいたしまして、約100億を超える被害が発生をしました。そのとき、やはり感じたのは、これらピンチをチャンスに変える大切な時期だなというふうに考えまして、大規模な、行財政改革を町民の皆さん、そして議会の皆さんのご理解をいただきながら、進めまして、乗り越えながら、今日の財政健全化が構築をされているところでございます。これらの経験を踏まえながら、健全財政を維持しながら、しっかりと町政運営をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいというふうに考えてございます。次に本町市街地も含めたまちづくりの関係でございしますが、平取町はこれから人口が減少して、超高齢化社会を迎えようとしていまして、いま、まちは、先ほどご指摘のとおり、空き地、あるいは空き店舗などが出てまいりまして非常に薄く広がって、車でなければ生活しにくい拡散型の構造となってきました。超高齢化社会を迎えるなかで、高齢者も含めた多くの人たちが暮らしやすいまちにするためには、できるだけ拡散していくことに歯止めをかけることに留意していくべきだというふうに考えてございます。町民の皆さんが役場に來たついでに買い物をしたり、あるいは銀行に立ち寄るような、そういった生活環境をつくるなど、さまざまな機能がコンパクトに集積し、アクセスしやすいまちづくりを進めることが将来的には大事なことかなというふうに考えてございます。従いまして、コンパクトなまちづくりは将来を見据えて、地権者、あるいは商業者、民間企業など多くの関係者が関与しているためですね、これは、地域の協力なしでは、実現できないものというふうに考えてございますので、そのためには、将来的なビジョンをしっかりと立てながら、その実現のための戦略を官民で共有しながら、取り組むことが重要というふうに考えておりますので、以上申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。休憩します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時54分)

議長

再開します。10番、平村議員。

10番
平村議員

10番平村です。先に通告しております緑化の推進計画について、景観づくりと地域活性化に向けてという視点で質問をいたします。近年では、環境意識の高まりから、社会貢献活動として、温暖化対策の一つでありますカーボン・オフセットに取り組む企業が増えています。当町でも、最近の事例として、昨年3月にホームセンター大手のホームックと森林整備支援協定が結ばれ、昨年7月にホームック二風谷の森の植樹祭が二風谷ファミリーランドで行われています。さて、当町で例年実施しています、植樹祭グリーンフェスティバルは、みどり豊かな自然環境を未来の人々に残すため、各地域を対象に植樹祭を計画、実施されているものと理解をいたしております。今日は、今後の緑化推進にかかわって、次の諸点について具体的にお伺いします。1点目は、平取町みどり豊かな環境保全条例で良好な生活環境づくりのため、緑化の推進に関する計画を作成しなければならないと定められています。例年実施されている植樹祭は、緑化計画に基づいて計画実施されてきているのでしょうか、まず基本的な点についてお伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えいたします。質問にありました植樹祭の関係でございますけれども、例年実施をしております、植樹祭グリーンフェスティバルにつきましては、みどり豊かな環境保全条例の第20条に緑化の推進、第21条に公共施設等の緑化というような条項がございます、その趣旨と、平取町の森林経営計画、以前につきましては森林施業計画と呼ばれておりましたけれども、それにより植樹祭を定期的に計画的に実施をしております。また自治会やその他の団体等が公共性のある植樹を行う際の樹木の提供を行っております、緑化木の配布につきましてもこの条例等に基づいて行っているところでございます。

平村議員。

議長

10番
平村議員

これまでの植樹祭のあり方について、評価する必要があるのではないかと思います。また、植樹祭は緑化の目標のもとに計画・実施することは基本になっているんですけれども、環境審議会に携わって植樹祭の計画について審議会の意見等を聞いたことがあるのでしょうか。また、せっかく立派な条例がありますので、審議会の意見を聞いて計画づくりをやっているのかどうかお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。先ほどお答えしたとおりですね、植樹祭につきましては、緑豊かな環境保全条例に基づいて実施をしておりますし、例年行っております、

植樹祭の場所等につきましては、平取町林業振興対策協議会という会がございまして、そのなかにおきまして会場ですとか、どういう樹木を植えていくということを計画しながらやっているような状況になっております。

議長

平村議員。

10番
平村議員

この間もフェスティバルに参加してそういう協議会のなかで皆さんでやっているということはわかっているんですけども、その審議会の方たちも全員が参加して任命されているのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいのと、2点目は、これまで生活環境と景観づくりの観点から、住民参加のなかで、植樹をされてきたと思います。植栽後の育成管理をどのようにされているのか、その状況をわかる範囲でお聞きしたいと思います。私もわかる範囲で議員になってから植樹祭を実施した場所を見て歩いたんですけども、なかなか管理がなされていなくて枯れている部分が特に多かったように見うけられますので、その辺の植栽後の管理をどのようにやっていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。植樹祭で植栽した後の育成状況と管理の関係でございますけれども、平成21年度につきましてはニセウエコランドにおきましてエゾヤマザクラなどを100本植樹しております。平成22年には旧豊糠小中学校でこれもエゾヤマザクラなどを56本、平成23年には旧荷負小学校にドウダンツツジ他を57本、昨年につきましては二風谷ファミリーランドにおきまして、ファイターズ応援の森ということで、バットの原材料になるアオダモ266本、植栽しております。仁世宇・豊糠につきましてはかなりの鹿の食害に遭っておりまして、地元自治会と協議をしながら、先ほど言った緑化木の提供などをしながら、管理をしていただいて補植管理してもらっているところでございます。被害についてはかなり甚大でございます。荷負につきましては、現在のところ順調に生育しているところでございます。昨年、植樹祭を行いました二風谷ファミリーランドにつきましては、当初からかなりシカの食害が予想されたので、まとまって266本分植えているということで、周りに防護柵を事前に設置をしながら植樹をしたということで、こちらのほうにつきましては順調に生育をしているところでございます。うちのほうでおさえている植樹祭の場所につきましては、第1回については、昭和63年に二風谷ファミリーランドで実施をされたというふうに記録が残っております。その後うちのほうで調査をしておりましたけれども、なかなか資料が見つからないということで、平成11年につきましては同じく、二風谷ダムですね、100年記念事業ということでエゾヤマザクラなどを300本程度植栽しております。その後については紫

雲古津小学校、ニセウエコランド、旭、本町の神社裏でございますけれども、また本町のケアハウスの付近、二風谷ファミリーランド、本町中学校の裏の山に植樹、貫気別支所の裏山のほうに植樹、次の年にはみどりが丘住民センター裏、その後、先ほど言った平成21年度にニセウエコランドということで植樹を行っている状況でございます。管理につきましては、議員おっしゃるとおりかなりシカの被害にあっておりますね、甚大な被害ということで、最近、ここ数年植えてる部分については地元の自治会さんと先ほど申した通り、管理をしてもらいながら、補植等を行っているという状況になっておりますけれども、今後につきましても該当自治会さんとも話をしながら、緑化木等の配布を行いながら管理をしていきたいというふうに考えております。またグリーンフェスティバルにつきましては、地元の自治会のほうにも案内を出して自治会の皆さん、会員の皆さんの参加も呼びかけ、また小学校等の子どもたちにも呼びかけて参加をいただいているというような状況になってございます。それと先ほど言いました林業振興対策協議会のメンバーにつきましてはですね、みどり豊かな環境審議会のメンバーに入っているかということでございますけれども、現在、審議会が開催されていない、何かあったときに開催するというかたちになっておりますので、委員の構成とはなってございません。以上です。

平村議員。

議長

10番
平村議員

私も全部、現地を回ったわけではありませんけれども、私が議員になってからでも、豊糠の学校の閉校のときにも植栽をしたんですけれども、そこに今年も行ってきましたらほとんどが枯れていまして、補強もしてませんし、せっかく子どもたちが閉校のときに植えたり、自治会の方たちが記念樹としていろいろ果物の木とかも植えてありましたけど、ほとんど枯れておりました。それで、その補植をするのか育成管理のあり方とかそういうことは、町のほうでどのように、体制作りをしているのかな、その辺ちょっとお伺いしたい。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。管理のほうにつきましては先ほど言ったとおりかためて植樹をする場合については、防護柵等でシカの被害にあわないようなかたちで実施をしております。また豊糠はかなり被害があるということで、豊糠自治会とも話をしながら緑化木の配布ということで、補植をするようなかたちで進めてきているところでございます。ただ、本数がかなり多いということで毎年緑化木の配布についても予算案的なものもございまして、十分被害に遭った部分を補うだけの樹木が配布されているかというとなかなかそうもいってないような状況でございまして、今後につきましてはですね、固まってる場合については

防護柵等をすることが効果的でございますけれども、広い範囲にわたってですね100本200本等と植えてる場合については、なかなか防護柵も難しいということで、一本一本を守るような対策をしながら行くのが効果的かなというふうに考えておりますので、今後そういうような協議をしながら進めていきたいというふうに、考えております。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

3点目にはちょっと環境保全条例の審議会の話を知りたいと思ったんですけど今のところ、審議会を置いていないということで、必要なときに置くそうなので、次に4点目に入ります。新たな視点での取り組みということで、何点かについてお伺いします。一つ目は、これまでの答弁の確認にもなりますけど、過去の植栽地の生育実態をまず把握し、再生するか否か、また、現地検討会的なものを開き、今後の計画をまとめながら、新しい考えで植の専門家をお伺いしながらやるようなことができないのかどうかその辺をお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは、お答えいたします。町では、景観法に基づく景観行政団体として景観づくり条例を制定して、景観に関する施策、また総合的かつ計画的に推進をしているところでございます。また平成19年にはアイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観として、国の重要文化的景観の選定を受けているところでございまして、今後はさらにそれらとの整合性を取りながら、時代に合った緑化の推進を図っていく考えであります。また先ほどお話ありましたみどり豊かな環境保全条例の関係ですけれども、審議会のほうが平成6年に環境条例が制定されまして、環境審議会をその後立ち上げているような状況でございまして、年に1回程度当時は開催をしてございました。平成9年まで実施をしていたところでございますけれども、内容としては、平取町の緑の保全と平取町の銘木指定、また銘木を保存樹として保存をしていくというようなことで、その協議をしているようなかたちで実施をしておりましたけれども、先ほど言いましたとおり、何か懸案事項があった際に審議会の委員を委嘱して審議会を開催するというかたちで現在なっております。今年度につきましては、持続可能な循環型森林経営事業を検討するための審議会について、25年度で予算化しているところでございます。そのなかで、環境に配慮した森林資源の有効活用や木質バイオマスの利用などについて、地域活性化につながるような山づくりまちづくりを検討していく予定でございまして、先ほど言った審議会は現在委員の委嘱は実施はしておりませんが、現在、みどり豊かな環境プロジェクト会議というのがございまして、3年に一度、町内の保存樹の状況、現地調査を実施しているような状況になっておりますのでその際に先ほど

言われた、植樹祭をしてきているところの現状等も見ながら、今後どのようななかたちが一番良いのかということも検討していきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

毎年計画して植えているなかで、やはり例えば平成20年5月にも植樹祭でみどりが丘の住民センターの周辺にニトリ基金で植えた桜がほとんど咲いていないんですよ。もう満開に咲いているかなと思って見に行ったら、ほとんど枯れてしまして何本も咲いていませんでした。そういう観点からも、これからの緑化は景観づくりと地域活性化につながるような緑化計画のもとで取り組む必要があるのではないかと考えています。また、過去の植樹事例をちょっと提供するんですけども、1点目は、義経公園の桜も何十年も前からだと思いますけれども、社務所の左側の上段に、ずっと桜を植栽されてました。毎年見に行っても、ほとんどが咲いていません。実際にはもう何十年もたつので本当に静内の桜まつりに劣らない立派な桜で花見ができるのではないかと考えていましたけれども、生育管理があまりされていまして、商工会の青年部等もいろいろと植えているようでございますけれども、やはり平取も観光資源に義経公園をあげながら取り組んでいるなかで、やはりもう少しその補強とか管理についても、対策を考えていただきたいと思ひます。特に観光入込みの対策の視点から、義経公園は、静内の桜まつりの期間中に、義経にも必ず観光バスが同じように寄るんです。その観光バスが来られても、実際に上にあがっていくとほとんど桜が見られないということで、なかなか来た人達を楽しませることができないでいます。特に、また、トイレとか駐車場も狭くて、観光バスが連休から静内の桜まつりが終わるまで、ほとんど停めるところがなくて道路にも駐車しているような状態です。やはり地元企業が、いろいろと、植えたり特に地元の企業さんで、義経神社の倉庫のところに牛若丸と弁慶の壁画をつくったり、階段の両面に松前の桜を植えたり、いろんなことをされています。また、右側の広場の春先の雨の多いときに表面水が溜まるので、暗渠工事もボランティアで企業さんがやってくれています。そういう取り組みも町長が知っているのかどうかわかりませんが、公園の中で、トイレとかそれから、水飲み場とかそういうものが少ないので、観光客が来て、がっかりしているようでございます。また、花菖蒲を神社の鳥居の横に植えているんですが、昨年までは花がたくさん咲いて観光客が楽しまれていましたが、今年は生育不良で開花もできるかどうか心配な状態にあります。現状を承知されているのかどうかと思ひますが、どう再生しようとしているのか、明治神宮から下賜された貴重な花でございますので、生育環境の整備が必要かと思ひます。桜の専門の樹木医がいます。この花菖蒲の育成にも専門の方の指導をいただいて、保存業務を行ったかどうかと考えています。以上3点ほど情報提供を含めながら申し上げましたけど、

平取観光資源である義経神社と公園整備について総合的プランを作って計画的に推進したらどうかと考えていますが、その辺町長にお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。義経神社の関係でございますけれども議員指摘のとおり、平成15年に植樹祭を行って、エゾヤマザクラ等107本、植樹しているところでございます。ただ被害が甚大だということで翌16年から毎年、5本から10本程度、商工会さんのほうに緑化木を提供して植樹をしてもらっているようなかたちが続いている状況でございます。先ほど言ったとおりシカの被害が甚大でありまして、毎年植樹をしていってるんですけども、追っかけてエゾシカの被害に遭っているというような状況でありますので、先ほど言ったとおり一本一本の保護のための策を練っていかないとなかなか、大きくなってきれいな桜が咲くようなかたちになるのは難しいと考えますので、今後その点についても検討しながら、対策を練っていきたいというふうに考えております。またその後には申されました義経神社が観光拠点となっております、春の静内の桜の後によっていかれて、かなり多くの観光バス等もよっていているということでございます。その点につきましても以前の議会でも指摘があったり、予算委員会のなかでも話ございましたけれども、整備をしていかないとならないというふうに認識しておりますので、トイレ等を含めた、大規模の整備になってくることが予想されますので、次の町の振興計画、総合計画のなかで策をあげながら、整備をしていって観光客の入り込みになる、また交流人口がふえるようなかたちになるような施設にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

花菖蒲の管理につきましては私のほうからお答え申し上げたいと存じます。花菖蒲の管理につきましては、主に草の除去ということで、昨年度までは、高齢者事業団ですとか、その他の業者さんをお願いしてやっていただいたということもあったんですが、非常に草が繁茂してきておりまして、除去するのも非常に困難ということで、なかなか請け負ってくれる業者もいないということで、自前で作業に当たっているという状況でございます。本当に今年、非常に生育状態が悪くて私どもちょっと心配しておりまして、株ごとに生育に差が出ているというような状況もあってですね、多分、以前株が込みすぎて、ちょっとそれぞれの花がつきづらいというようなこともありましたので、多分そういう状況になりつつあるのかなということで、来年度に向けまして、ちょっと株の間引きとかそういうこともしながら、さらにきれいな花が咲くように心がけて管理をしてまいりたいというふうには考えてございます。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからも、ご答弁申し上げたいと思いますが、年々義経神社に観光バスも増えてきているということは承知をしております、それに伴って、トイレの関係、あるいは駐車場が狭い、あるいは水飲み場の整備等々、やはり支障が出てきてございますので、これらについては、できるものであれば、計画のなかにあげながら、また中長期の展望のなかで、取り組むものについては、10か年の第6次の計総合計画が始まりますので、そのなかで十分計画的に検討をしてみたいというふうに考えておりますし、また大事な桜等も枯れているということもありますし、植栽している樹木等についても、この育成・管理については素人ではなかなかわからないという状況もございますので、そういった適任の指導する方がいればそういったアドバイスも受けながら、対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

もう一つはちょっと忘れてたんですけれども、先ほど庄野課長も、二風谷のダム湖の周りに植栽をしたということで、これは、平取町100年記念の事業として平成11年に300本桜を植えて、私たち町民もいろんな記念樹ということで、たくさんの方が参加して、私も参加したんですけれども、そのところも100年事業で実施されたことは、住民たくさんの方々が参加して記念樹として植えたんですけど、そのすばらしい桜並木を想像して、皆さん想像して植樹されたんですけど、私も何年か行ってみてるんですけど、今年で14年目になりますけど、たまたまちゃんと育てている木もあるんですけど、周りの木が大きくなって、その木が邪魔をしてつるが張ってなかなか生育管理がなされていないようで、後ろに木がないところはもう直径10センチ以上の大きな木になって、向こうの二風谷の温泉のほうから見たら桜が見えるのかなという気もいたしましたけれども、若干枯れてなくなっているものもありますし、つるが絡んでほとんど生育不良を起こしているものもたくさんありました。ですから、もう15年もたってみんなそれを楽しみにして記念樹を植えたので、やはりその辺ももう一度、周りも成長不良起こしている木がたくさんありましたので、その辺を後ろを刈って、やはり生育期の桜を大事にしてやると本当に平取も静内に負けない桜並木ができるんじゃないかなと思ひました。また、ダム湖の右岸にはイオルの森もあり、フットパスコースにもなっているようですので、桜並木の再生は観光資源の確保の観点からも大変重要な課題と認識しています。その点も踏まえて、もう少し管理体制を整えて欲しいなと思ひます。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。議員がおっしゃるとおり平成11年に二風谷ダム周辺に100年記念事業ということで、エゾヤマザクラほかを300本植えているというような状況になってきております。現状については議員言われたとおりの状況になっておりまして、おっしゃるとおり桜並木については静内が有名でございますけれども、本町におきまして、本町から行って小平北島牧場の前等についても、国道わきに桜が咲いてきれいな並木道になっておりますし、奥のほうに行きましたら芽生の生活改善センター前あたりのところにもですね、きちんと植えられていて、きれいな並木ができていようなかたちになっております。せっかくダム周辺に植えてファミリーランドからも咲いたらきれいに見えるんじゃないかということでございますし、その点も踏まえて、先ほど言ったとおり、みどり豊かな環境プロジェクト会議というのがありまして3年に一度、保存樹の状況等を見ておりますので、今年度、その年に当たっているということもありますので、その辺も含めて、どのようなかたちにしていくのが一番良いのか周りの木を切って日が当たるようなかたちにしていくのがいいのか、またほかの対策があったらそういうかたちを協議しながらいきたいというふうに思っておりますので、今後もよろしくご指導をお願いしたいと思います。

議長

平村議員。

10番
平村議員

最後になりますけどそのような平取町景観づくり条例という関連性について伺います。この景観づくり条例は、平成19年3月に制定されていますが、この条例は、みどり豊かな環境保全条例による環境保全と相まって、景観に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な景観を守り、創り、育て、愛情の持てる魅力あるまちづくりの形成に資するという条例の目的になっております。今後の植樹計画は、先ほども申し上げていますが、景観づくりと地域活性化の観点から、つくり育てることが課題でございますので、総合的な計画のもとで推進していただきたいと考えております。終わります。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。議員指摘のとおり、景観づくり条例につきましては平成19年に制定されているということで、平取町全体の景観に関することを設定しておりまして、そのなかにはもちろん緑の関係の部分も含まれておりますので、今後につきましてはまちづくり課と連携しながら、どのようなかたちが一番町においてみどり豊かな環境をつくる上でも良いのかということも協議しながらいきたいと思っておりますし、重要文化的景観の選定も受けておりますのでそちらと

も連携しながら、総合的な施策を組んでいくというかたちで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

平村議員の質問を終了いたします。7番松原議員を指名します。7番松原議員。

7番
松原議員

7番松原です。先に通告しました、住宅リフォーム促進助成事業について2点お伺ひいたします。25年の住宅リフォーム事業の応募について27件の申し込みがあり、補助枠が10件に対し3件が優先され、残り24件のうち7件が、抽選により決定されましたが、倍率も実に3倍と非常に高い状況となっております。しかも17件の方が抽選から漏れており、来年度からは、消費税が増額される見通しもあることから、例年以上の希望者が多かったと考えられますが、第1期から3年間の事業実績をみても応募者が多く、この事業に対する期待は非常に大きいものがあります。今年度、町長の町政執行方針で22年から3年間の期限でありましたが、継続の要望が多く、さらに、個人住宅の環境整備促進と環境負荷の低減になり、地域経済の活性化を目的に制度を持続しますと述べられております。また、第5次総合計画でも、後期5か年計画ローリングでも同様に記述されております。第1点目の質問ですが、抽選に外れた方の5割分でも補正を組んで、再抽選をしてはいかがかと考えますが、お伺ひいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。本事業でございますが、この事業の要綱の目的にありとあり、また今、松原議員のご質問にもあったとおりですね、町民が安心して快適に暮らす住環境の整備を促進して、定住の促進及び環境負荷の低減並びに地域経済の活性化を図るということをこの事業の目的とさせていただいております。これは非常に町内の緊急的な経済対策としての側面を重視したということもございまして、当初、3か年の時限的な制度としてスタートさせていただいたという経緯がございます。非常に大きなニーズがあったということから、財政状況等も勘案の上、最終年度に当たる24年度、昨年ですが、この最終的には当初予算の4倍の枠を設定して、こういったニーズに対応してきたという経緯がございます。ちなみに22年度から25年度までの申請者数は125名ということになっておりまして、そのうち決定者数が70名ということで非常に倍率が高い事業ということになっておりまして、こういった状況からもさらなる制度継続の要望も強かったということもございまして、さらに3か年、同様の制度内容で継続の延長を図ったというような状況になってございます。ただいま申した通り、3か年の事業継続を総合計画で担保したというようなことございまして、いまのところこの計画に基づきまして、実施を図りたいというふうにご覧ございまして、25年度の補正での対応の予定はないというところ

ろでございますけれども、非常に今年も質問にあったとおり27件のですね、多くの応募があったということで、来年度以降、また総合計画のローリングのなかで、ぜひ検討させていただければなというふうに考えてございます。以上です。

議長

松原議員。

7番
松原議員

それでは補正しないで来年のローリングで考えたいということなんですが、来年度から消費税がアップするということもやはりあってですね、大変多いと思うんですね、考え方が、町民の応募者が実に多いと、ましてですね前回から倍以上の、22年からの倍以上の応募がありながらですね、結局今年も同じ枠でということに対してですね、ちょっと考えが補助金に対してですね、もう少し先に見直す経緯があっても良いんじゃないかと思われるんですね。まして、いろんな補助金の枠のなかで、あまり使われていない、活用されていない補助金等も見受けられますので、そこら辺がですね、もうちょっと今年に継続というかたちをとったなかでですね、枠をふやすという考えがなかったのかどうかということとですね、町長がですね、あくまでも個人の住宅環境を整備したいという強い25年度の、そういうこともあって、継続っていう、ことを考えているということのを助成の継続という考えなんですけどもう一度ちょっと町長の考えをお聞きしたいんですが。

議長

町長。

町長

住宅リフォームの促進事業については、22年から始めた事業ということで、3年を一つのめどとして取り組んでまいりまして、24年度については最終年度というようなことで、応募者が殺到して抽選漏れが本当に3年間で、3回も抽選漏れをしたというようなことからですね、24年度で終わるというようなことから、補正を組んで対応した経緯がございます。しかし町民の皆さんからの非常に要望の声が多い、大変喜ばれているということで、地域経済の活性化にもつながりますので、さらに25年から3か年継続を担保したというようなことで考えてございます。確かに消費税の関係で駆け込みということもございませぬけれども、いろいろと色々なかたちで、補助もいろんな制度を導入しながら町民の生活向上のために取り組んでおりまして、そういったトータルとしての財政状況も勘案しながら、3か年のなかで、うまく対象となって実施できればというふうに考えておりますし、今年もこんなに多く来るというようなことは想定もしておりませんでしたので、次年度ですね、そういった応募者の件数とも勘案しながら10件をもう少し増やすべきかどうかということも勘案しながら十分考えていきたいというふうに、枠をふやすという考え方で取り組まさせていただきますと思いますので、大所高所からのご理解を願いたいと存じま

す。以上でございます。

議長

松原議員。

7番
松原議員

結局、想定していなかったと言われましてもですね、これは、結局、22年から25年の24年に対してのですね倍以上の応募が、あるんですよ。まして、消費税とか、そういう状況というのは、読まれていることだと思うんですが、この時点で、要するに、継続の段階でですね、そういう予算の配分っていいですか、そういうことがせつかく町長が個人の住宅環境だとか、経済効果の活性化を目的としているという、強い考えで継続されて、考えていると思うのですが、これが現実には、同じ枠で予算割れしてるっていう自体がちょっと甘かったんでないんでしょうか、その辺、町長どう考えますか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、24年度、時限制度の最終年としておりまして、そのとき第1回目の応募では35件というような、応募がございまして、その時点ではこの制度が今年で終了というようなこともございましたので、3年間抽せんにも漏れたと、この当選を待ってたというような方もございましたので、そのようなことに対応するためということもございまして、当初も800万の通常の2倍の枠で対応したのですが、それと同額の補正をさせていただいて、そういった対応をさせていただいたという経緯がございます。それでいままでの申請者数からいってほぼ倍以上の申請者があるなというようなことがございましたけれども、総合的な総合計画における予算の配分ですとか、そういうものを勘案しながら、やはりまたさらなる時限ということもあってですね、当初の予算額での枠で組ませていただいたということもあって、それは議会に提出をさせていただいて議決をいただいたという経緯もございまして、なんとかこの3年間でまた再度、同様の内容でやらせていただきたいということが基本だったものですから、先ほど申しましたように、今年も27件という非常に大きな応募があったということで、来年度、そういった総合計画ローリングのなかでこの財政状況を勘案しながら、検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

議長

松原議員。

7番
松原議員

はい、もうちょっと今年に何とかですね、少しでも枠をふやして5割程度でも補正を組んでいただければと思っておりますけれども、いろんなかたちでこれから検討するということですので、結局、町民の枠が外れた方についてもですね、この住宅環境についてですね、別なかたちで、町長は考えて、この住宅環境に

ついて、個人のね、住宅環境について、こういうことばかりでなく、何か違うことも計画考えて、いるかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

議長

町長。

町長

個人の住宅の関係については、太陽光の助成を一つやっているのと、またペレットストーブの推進ということですね、こういった取り組みも助成の枠、あるいは浄化槽の関係もこれらも非常に根強く、毎年、やりたいということで整備を図っておりますし、また今年は新しい取り組みとして、アパートの建設に対する支援制度も導入しながら、まだ決定はしておりませんが、いま2件ほど問い合わせ等がございますので、そういったかたちで定住環境を含めて、そういう、ここに住んでもらうためには、そういう住宅の環境整備を総合的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議長

松原議員。

7番
松原議員

また、個人環境の整備についてですね、太陽光だとかいろんなかたちなんですけれども、ペレットという言葉が出ましたけれども、このペレットストーブに対して、促進はあまり、利用する人はあまりいないと思うんですよね。そういうことですね、ちょっと中身を検証しながらですね、これからいろんなかたちで、編成をさせていただいたり、個人の環境促進にさせていただきたいと思っております。次に、2番目なんですけれども、今の選考されました、抽選でもれた方々の件なんですけれども、次年度についてですね、いろいろ考えるということなんですけれども、抽選に漏れた方の、次年度の目標っていうか、優先枠にしてはどうかということと、予算の見直しだとか、応募の件数だとかこれから考えるということなんですけれども、この応募に外れた方の、次年度についての優先枠というか、そういうものは考えてないかお伺いします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。今年もすでに抽選というかたちで実施をさせていただいてございまして、実施の方法としては前期の3か年事業と同様の内容で継続は申請される方の不公平感の解消とかそういうものを図る上でも、よいやり方ではないかという判断をさせていただいたこともあって、交付決定者を決める上では、今までのやり方の踏襲は、ベターというふうに認識をしております。ということもあって抽選方式を選択をさせていただいたということでございます。今回落選された方も次年度の優先枠でどうかというようなご質問だと思いますが、これも今申した通り3か年のやり方を踏襲することが基本だという認識から、こういうことは設けないこととして対応させていただきたいなという

ふうにご考えてございます。

7 番
松原議員

こういう平等なやり方であるということも分かるんですけども、非常に抽選に漏れた方ですね、不満が、何年か続けてもだめだったとか、いろんなことがございましてですね、それでももう少しやり方について、選考方法はどうか、考えていただきたいということが切実に訴えられておりますので、ぜひですね、もう一度、また、抽選方法についてですね、協議をしていただくことを、伺ってですね、また検討していただけないかどうかということをご確認して質問を終わります。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

今、そういった質問をいただきましたので、いろいろ担当としても、やり方として、苦慮したとか考慮したところがございまして、最終的に行き着いたところが、やはり非常にわかりやすい、ある意味では不公平感が生じない、抽選のやり方を選んだということもございまして、それをご理解いただくとともにですね、今日こういうご質問いただきましたので、さらに公平感を欠かないようなやり方も、こういったものがあるかということも、さらに来年度に向けて検討させていただきたいというふうにご考えてございます。

議長

松原議員の質問を終了いたします。

日程第 6、議案第 1 号平取町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

1 ページをお開き願います。議案第 1 号平取町暴力団の排除の推進に関する条例の制定でございまして、まず、本条例の提出の理由でございまして、暴力団が国民の生活の場に深く侵入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動により、毎年一定件数の犯罪が発生しており、国民や事業者に多大な脅威を与えている現状でございまして、そこで、暴力団の排除について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策を各関係機関、団体と連携、協力のもと、地域が一体となって推進し、社会全体で暴力を排除していくことが求められ、条例を制定するものでございまして、それでは条文についてご説明いたします。2 ページをお開き願います。第 1 条、目的でございまして、平取町の暴力団の排除に関し、基本理念、町、町民及び事業者の役割など必要事項を定めることにより、町民の安全で平穏な生活の確保、地域社会の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的としております。第 2 条、定義でございまして、第 7 号までございまして、暴力団については、法律第 2 条に規定されている暴力団を基本とするところでございまして、第 3 条、基本理念でございまして、暴力団の認識とともに恐れず、資金を提供し

ない、利用しないを基本として、各関係機関、団体と相互に連携し、暴力団の排除を行うことを基本理念としております。第4条、町の責務でございます。第4項までございまして、基本理念にのっとり、地域各関係機関と連携を図り、暴力団の排除の施策を推進し、道が実施する施策への協力をするものとします。また、道所轄警察署その他関係機関に必要な情報を提供するものとします。第5条、職員等への不当要求に対する措置でございます。不当要求行為に対しては、速やかに所轄警察署関係機関に通報し、必要な措置を講ずるものとします。第6条、町民等の責務。第1項ですが、町民の責務は相互に連携し、暴力団の排除に取り組み、町の施策に協力するよう努めるものとなります。第2項ですが、事業者の責務は、事業における暴力団との関係の遮断とともに町の施策に協力するよう努めることとなります。第3項ですが、情報の提供の努力について、町民、事業者に求めるものでございます。第7条、町の事務事業における措置ですが、第1項、町の事務事業に係る契約関係についての排除、入札に参加させないことといたします。第2項ですが、町の契約の相手方に対し、下請においても暴力団を排除するよう義務付けるものでございます。第3項ですが、町の契約相手方に対し、暴力団の介入があった場合における情報等の協力を義務付けるものとします。第4項ですが、町の契約の相手方に対し、定められた義務に違反した場合には、入札に参加させないなどの措置を講ずるものとします。第8条、公の施設の利用の不許可等。第2項までございまして、町が設置する公共施設の利用の許可及び使用許可の取消し、停止ができるものとします。第9条、町民等に対する支援でございます。暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとします。また、所轄警察署との連携により、安全の確保を図ろうとするものでございます。第10条、広報及び啓発ですが、広報その他必要な啓発活動を行うものの規定でございます。第11条、青少年に対する教育等のための措置でございます。2項ございます。暴力団の排除の重要性を地域全体で青少年に教育、指導ができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとするものです。第12条、暴力団の威圧を利用することの禁止でございます。暴力団の利用や威圧など、威力を利用してはいけないという決意を表しております。第13条、利益供与の禁止でございます。2項ございます。暴力団への金品等の供与を禁止するものでございます。第14条、祭礼等における主催者等の措置でございます。3項までございます。行事、興業を行う者に対して、情報の提供その他必要な支援を行い、暴力団を排除させようとするものでございます。これらは町外者においても適用されるものでございます。第15条、委任。その他必要な事項においては、別途定める規定でございます。附則、この条例は平成25年9月1日から施行するものでございます。以上、町民が健康で豊かに安心して暮らせる町づくりのために、本条例をご理解いただき、社会全体で暴力の排除を取り組みをお願いするところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。松澤議員。

4番
松澤議員 第5条なんですが、職員等への不当要求に対する措置ということなんですけども、これ、職員に対してマニュアル作成して、皆さんで認識するということがよろしいでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 それでよろしいです。

議長 松澤議員。

4番
松澤議員 第11条なんですが、2段目後半から、教育が必要に応じてってあるんですけども、この必要に応じてっていう文言はやはり必要なんじゃないかなと思いますけど、この内容、私の認識、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

議長 町民課長。

町民課 お答えいたします。青年育成にかかわる、情報その他必要な事項についての支援ということでございますので、特に、問題はないかなということでございます。

議長 松澤議員。

4番
松澤議員 第13条なんですが、後半の、金品その他財産上の利益の供与をしてはならないとあるんですが、供与ってというのは相手が欲する物品利益ということなんですけども、その相手がですね、家族、縁戚の場合もこの文言は適用されるということなんじゃないかなと思います。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。適用されるということで理解していただいて構わないです。

議長 8番山田議員。

8番
山田議員 8番山田です。産厚で説明されてた事項なんですけども、この学校という中身で、学校の教育法のなかで、第1条に規定する中学校、高等学校、特別支援学

校をいうというこの学校という意味合いなんですけども、産厚のなかで自分はこのなかに小学校が入っていないのはおかしいんじゃないかという質問をさせていただきました。そのなかで全国ニュースのなかで小学校6年生が、飲食店に入って暴力団の関係の店のなかで、飲み放題の酒を飲んでたとかっていう情報をちょっと頭に入れてたものですから、この学校というひとくくりのなかでは小学校が入らないんじゃないかという、意味合いを言ったんですけど、この辺の理解はどのように考えたんでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。学校につきましては、小学校、中学校、高等学校全て入るようなかたちでございます。

議長 ほかございませんか。平村議員。

10番 平村議員 この条例の制定について、先週かその前なんですけど週報で意見の募集を、町民の意見の募集をしてたんですけれども、ご意見があったのかとかちょっとお聞かせください。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。パブリックコメントを出しましたが、意見は0でございます。

議長 ほかございますか。なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号平取町暴力団の排除の推進に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時0分)

議長 再開します。

日程第7、議案第2号平取町共同作業場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは、議案第2号平取町共同作業場条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。同条例は、地域住民の共同作業の推進及び生産の増強を図り、住民生活の向上及び住民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和41年2月7日に制定されました。当時、国のウタリ対策事業の一環で地方改善施設不良環境地区改善施設整備が実施されており、その制度を活用し整備した、米などの穀物等の精製を中心とした、荷菜（昭和40年）、紫雲古津（昭和41年）、長知内（昭和43年）、二風谷（昭和43年）、荷負本村（昭和44年）、去場（昭和46年）の各共同作業場と二風谷の平取町民芸品作業場（昭和50年）、貫気別共同作業場（昭和52年）における民芸品などの製作・加工にかかる使用料や管理運営方法を定めた条例です。米などの穀物等の精製を目的に整備した施設の利用者の多くは、稲作から施設野菜整備へと移行し、また利用者の多くの農家は同施設の機器以上の能力を有する農機具を所持し年々利用頻度が落ち込み、現在はごく少数の方の利用や、まったく利用の見込みのない施設となってきております。各施設は、施設整備時の目的である共同作業場としての機能を十分に発揮し、利用者の多くが自立農家として活躍していることから、町としては当初の目的は達成したものと判断し、地域住民のニーズに沿った柔軟な利用方法を検討し実施してきました。しかし、施設利用者の多くが同施設を利用後に自立農家に移行し十分な成果を収めたとはいえ、現状の利用状況は不良環境施設整備事業の視点では、目的外使用となる可能性があることから、また今後、施設利用にあたってさらに柔軟な対応や住民福祉の増進を図るための施設の利用も想定されることから、その対応を可能とするため、今般、当該条例を改正し二風谷の平取町民芸品作業場以外の7施設について、行政財産の共同作業場から、普通財産の旧作業場として管理し、地域のニーズを十分に把握してその意向に則した施設としての利用を図ろうとするものです。それでは、改正点をご説明いたしますので、8ページをお開きください。平取町共同作業場条例（昭和41年条例第2号）の一部を次のように改正します。第3条第1項中「穀物」を「民芸品」に、「精製」を「製作」に改めます。別表1は、二風谷の平取町民芸品作業場のみを当該条例の対象とすることから、現行の紫雲古津から長知内共同作業場、及び貫気別共同作業場を削除します。別表2についても、「米脱穀」から「豆類製粉」、及び貫気別共同作業場を削除しようとするものです。以上、説明を終えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

安価で譲っていただきたいという人も多分、いるのかなっていうふうに思いますし、それからほかの、例えば貫気別あたりは確か集会場として施設として利用されてるのかなとも思うんですけども、そういった個々のいま残されている

共同作業所のあり方についてですね、やはりこのまま、町のいわゆる、公共的な施設として、利用されないまま、残していくということになるとその施設の管理、それから、維持はどのようにやっていくのかなってというのが一つありますので、その辺の、民間に移行させる場合とか、安価で譲る場合も含めてですね、あり方というのはどのように考えているのかなというふうに思っております。それから、このまま放置されますと当然のことながら、老朽化してきている施設もたくさんありますので、例えば強風による災害、例えば屋根が飛ばされて一般の住宅とか、民家に損傷を与える、それから、放置しておけば、例えば火災の原因になる可能性も出てくる。そういった問題についての今後のあり方、どのように考えているのか答弁を求めたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではただいまの千葉議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。まず1点目の7施設の利用方法についてでございますけれども、先ほど説明で申し上げましたように、現状のままでは、当時の制度の観点から申し上げますと、ある意味では目的外使用の可能性もあるというように考えているところでございます。ご指摘のとおり、老朽化しているという観点からも考え合わせまして、今後につきましては、普通財産として管理していきたいというふうに考えているところでございますが、普通財産の管理方法につきましても、ご指摘のとおり、地元の方々のなかにはその施設を今後とも利用したいという意向をお持ちの方もおりますので、つきましては、十分に地元の住民の方々と相談の上でですね、今後の利用について検討を進めたいと、こういうように考えているところでございます。また、放置いたしますと、当然ながら、老朽化が進行するわけございまして、ご指摘のように、維持管理上でも問題が生ずるおそれが出てきますので、これらについて、早い時期に検討を進めまして、地域の住民の方々のニーズに即した、今後の維持管理方法、それらについて、検討を進めていきたいと思っておりますので、ただいまのご指摘事項についてですね、今後とも、十分に勘案しながら検討いたしますので、ご理解のほどよろしくおねがいしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

ただいま一定の回答いただきまして、当然そのようにぜひお願いしたいのと、それとですね、問題はですね、例えば地域とさまざま協議を重ねた結果、箸にも棒にもひっかからないと、もう利用する価値がないと判断された作業場についてはですね、やはりそれこそ、前に山田議員が一般質問でも出た廃屋化していくようなかたちにならないようにですね、やはり思い切って解体をしていく施設もやっぱり出てくるのかなと思っておりますので、一定期間のただいまの答弁で

は、時間を設けてですね、早いうちに、さまざまな結論を出してくれるものと思っておりますけども、できる限りですね、そういったかたちで、近い将来ですね、町としても、重荷にならないような、共同作業場のあり方解体も含めてなんですけども、捉えてほしいと思っておりますが、その辺の中身について、もう少し詳細のご説明をお願いいたします。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長

それではお答えをしたいと思います。ただいまのご質問にありましたように、将来的にどう利用していくかということにつきましては、できるだけ早い時期に地元との協議を進めながら検討を加えていきたいとこのように考えているところでございます。また当然ながら、地元のなかで現在の施設を利用している方々も若干おりますので、そういう方々の将来の利用、今後の利用のあり方なども確認した上で、ある意味、解体に向けても、当然ながら必要な事項というように考えておりますので、先ほど来、一般質問等でもございましたように将来の町の公共施設の維持が、将来の町の財政の負担にならないよう、・・・な視点からも検討を加えて、考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長

ほかございませんか。それでは、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平取町共同作業場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約にかかわります提案理由及び変更内容についてご説明申し上げます。提案理由といたしましては、1市4町で構成する北空知圏学校給食組合の設立に伴い、本組合への新たな加入が生じたことにより、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体議会における議決を求めるものでございます。変更する規約内容についてご説明申し上げますので、10ページをご覧ください。本組合理約の一部を次のように変更するものでありますが、別表第1において「北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。別表1におきましては、組合を組織する地方公共団体について定めているものであります。附則といた

しまして、この規約につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第3号についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約にかかわります提案理由及び変更内容についてご説明申し上げます。提案理由といたしましては、議案第3号と同様、本組合への新たな加入団体が生じたことにより、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体議会における議決を求めるものであります。変更する規約内容についてご説明いたしますので12ページをご覧願いたいと思います。本組合規約の一部を次のように変更するものであります。別表第1中において、新たに北空知圏学校給食組合を加えるものであります。別表1については組合を組織する公共団体について定めており、まず、空知総合振興局内における加入団体数の変更といたしまして、括弧書きとなります34を35とし、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。次に、別表第2第9項中での変更であります。本項においては、共同処理をする事務といたしまして、非常勤の職員の公務上の災害等における補償事務となっております。この事務について、共同処理する団体として「空知中部広域連合」の次に新たに「北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。附則といたしまして、この規約については総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第4号についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、4315万8千円を追加いたしまして、予算の総額を63億8774万2千円とするものでございます。第2項におきましては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしてございます。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げます。19ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費249万6千円の追加補正となっております。本費目での補正でございますが、アイヌ伝統工芸品の国の指定に伴う経費と文化遺産を活かした地域活性化事業に関する経費の追加となっております。まず、9節旅費の23万6千円の追加でございますが、アイヌの伝統工芸品、二風谷アツシとイタが平成24年3月8日に北海道第1号としての国の伝統的工芸品の指定を受けたことに伴います経済産業省、あるいは北海道産業局との協議及び道外などでの需要開拓関係のための旅費の追加となっております。18節備品購入費76万円は、指定を受けた工芸品の展示PR用備品でございます。イタとアツシの購入費となっております。ふれあいセンター及び町長室に展示する予定でございます。19節負担金補助及び交付金150万円、このうち100万円は伝統工芸品指定祝賀会の開催経費として実施主体の二風谷民芸組合への助成金となっております。北海道知事をはじめ、関係者など約200名程度の参加により、7月下旬に開催する予定となっております。祝賀会経費及びあわせて開催される記念フォーラム関係経費151万円に対しての町の補助助成金、100万円となっております。同じく50万円の追加でございますが、これは平取町アイヌ文化振興推進協議会補助金50万円ということで、平取町アイヌ文化施策基本計画及び平取町観光振興ビジョンを基本に地域の文化遺産等の次世代への継承、発展や文化遺産等を活用して、地域の活性化を推進するため、文化遺産に関する総合的な情報発信事業、文化遺産に触れるヘリテージツアー事業、伝統文化親子体験教室の実施など、当協議会が実施する事業に文化庁の補助金、文化遺産を活用した地域活性化事業補助金交付が内示となったため、それらの全体経費685万6千円に係る平取町負担分としての50万円を追加するものでございます。続いて5款1項2目農業振興費8節報償費128万円の追加でございます。これは、平成24年度まで北海道から農業公社を通じまして、農業研修生受け入れ農家に支払われておりました指導経費、

謝金が今年度、急遽廃止となったことから、受け入れ農家の負担軽減としての本事業を継続的に実施しなければならないということから、平取町独自の代替制度を実施するための追加補正となっております。農業研修生1名につきまして月額4万円、指導期間が4月から11月までの8か月、研修生4名を受け入れるための謝礼、報償費の追加となっております。次のページをお開き願います。5款2項4目の林道費15節工事請負費、林業専用道豊糠線開設工事費340万円の追加でございます。当初予算の工事請負費は2800万円、事業量延長で2300メートルを計上してございましたけれども、昨今の積算単価のアップ、主に砂利単価ですとか、労務賃金が大幅に上がったというところで、当初予算での事業執行が困難になったというための追加補正となっております。続きまして、8款1項2目災害対策費18節備品購入費525万円の追加でございます。これは国の平成24年度補正に係る防災情報通信設備整備事業として実施するものでございまして、住民への災害情報の伝達手段の多様化を推進して、緊急時の情報伝達体制の強化を目的といたしまして、被災地における複数の情報伝達手段としての携帯電話へのエリアメール自動起動装置を導入するための経費の追加補正となっております。地震、降雨災害等の情報を電子メールにて、町民に提供するものでございます。これは事業費の100%が補助金で充当されるものでございます。次のページでございます。9款4項5目埋蔵文化財保護費3073万2千円の追加でございます。これは沙流川総合開発事業のうち、平取ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務、豊糠8遺跡、調査面積が974平方メートルでございます。これにつきまして室蘭開発建設部から発掘調査の委託について依頼があったことから、それを受託するための費用として追加補正をするものでございます。4節共済費9万9千円、7節賃金68万円は、発掘作業の一部であります事務補助整理作業員としての臨時職員1名を採用するための経費となっております。11節需用費消耗品費36万円は一般事務消耗品、燃料費4万6千円は移動用車両の燃料費、12節役務費、通信運搬費4千円は電話料となっております。委託料2910万6千円の追加は、発掘作業を民間業者に委託する経費、内容といたしましては調査員1名、運転手、技能作業員3名、普通作業員16名となっておりますが、それに係る委託費用となっております。14節使用料及び賃借料43万7千円、これは連絡車両のリース料となっております。これら発掘作業に係る経費につきましては全額国である室蘭開発建設部が負担するということとなります。次に歳入をご説明いたしますので16ページをお開き願いたいと思います。14款3項4目教育費国庫委託金2節埋蔵文化財発掘調査費委託金3072万9千円の追加でございます。これは今説明申し上げました、ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務に充当される国からの委託金でございます。続いて、15款2項4目農林水産業費道補助金5節林道費補助金340万円の追加でございます。これは林業専用道豊糠線開設事業の増高する工事費に充当される補助金、充当率は100%となっております。次のページ、15

款 2 項 9 目消防費道補助金 1 節災害対策費補助金 5 2 5 万円は防災情報通信機器購入に係る経費に充当される補助金です。充当率は 1 0 0 % となっております。1 9 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 3 7 7 万 6 千円の追加です。本補正に係る一般財源は前年度繰越金を充当してございます。次のページをお開きください。2 0 款 5 項 1 目 2 節雑入でございます。これは雇用保険被保険者負担金 3 千円でございますが、これは埋蔵文化財発掘調査の事務員の雇用保険の個人負担金となっております。以上議案第 5 号平成 2 5 年度一般会計補正予算第 3 号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。6 番千葉議員。

6 番
千葉議員

6 番千葉。1 9 ページ、5 款 1 項 2 目農業振興費についてお伺いをしておきたいことがございます。突然農業研修生の指導謝金、いわゆるその受け入れ農家に対しての、一定の謝金でございますけども、これが当然なくなったということは、私は当然のことながら補正を組んでいくということは、一般財源でありますけども、平取町の農業の振興それから発展のためには必要不可欠な予算措置だというふうに考えておりますが、もう一つその背景に、なぜこの研修生の受け入れ謝金がなくなったのか、これはもう我々平取町にとってどころか北海道はやっぱり基幹産業農業でございますから、このことはやっぱり日高あるいは北海道全域の自治体とも連携をとって、やはり復活させていくような勢いのですね、議論があって当然なのかなというふうに思ってますけども、一つは来年度以降、恒久的な予算措置として約束できるのかということと、今言った、北海道ぐるみでですね、やはりこの農業を志す若い世代の人たちに対して、やっぱり扉を閉ざすようなこういった措置をやっぱり、平取町あたりからも、一つ発信してですね、全道的にですね、こういった予算は復活の必要があるというふうにですね、そういった動向が必要かなと思ってますけども、この 2 点についてご答弁を求めます。

議長

産業課長。

産業課長

それでは今の質問に対してお答えしたいと思います。議員指摘のとおりですね、これが急遽廃止になったのが今年の 3 月 5 日に農業公社のほうから、うちの担い手育成協議会のほうに連絡が入りました。昨年まではですね、この制度自体が平成 8 年から行われておまして、平成 2 3 年度までは 1 0 0 %、先ほどまちづくり課長から説明あったとおりの金額が支給されてきたわけでございます。2 4 年度については 2 5 % カット、これにつきましては、やはり北海道の財政状況がかなり厳しいということもありまして、2 5 % カットということできていたところでございます。それまでは 1 人当たり年間で 4 8 万きておりま

したけれども、25%カットということで36万、1人当たりですね、というかたちになっておりました。この道全体の金額、予算的には平成23年度で2072万円、全道ですね、の予算が組まれていたところでございます。平成24年度におきましては先ほど言ったとおり25%カットということもありまして、1720万円に減額されてきたところでありまして、それが今年度一挙に0というかたちになったところでございます。一気に、もううちの町としても、予算の編成が済んで、予算議会にかける段階になってきておりましたので寝耳に水というような状況でございました。町独自の対策として受け入れ農家の負担軽減ということで、先ほどまちづくり課長から説明あったとおり、1人当たり年間32万、4名で128万というような補正をあげさせてもらっているところでございます。指摘のとおり、これは北海道の今後の農業を発展させる上でも、新規参入に対する手当ということで、重要な施策の一つと町も考えておりますので、これを受けております道内の各市町村と連携しまして、道のほうに復活を要請していきたいというふうに考えておりますけれども、聞くところによりますと、3月まで在籍した農務関係の担当者がですね、いきなり0にして、そのあと異動になっていなくなったというようなかたちの話も聞いておりますので、そのような無責任なようなかたちのことで、市町村が影響を受けるというのは非常に憤慨するところでございますので、今後については関係市町村と連携してですね、対応協議して、できる限り新年度において復活をしていただくようなかたちでの要請をしていきたいというふうに考えておりますので議会の皆さんも一緒に応援していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

今庄野課長申されたとおり、全く私もですね、寝耳に水というか、実際今まで私住んでる振内地区においてもですね、受け入れ農家の指導というのは大変重要な位置づけでございましてですね、実践的に作物別にですね新しく農業志している人達にとっては、いろんな意味で知識を習得する大変大切な場でございます。恒久的な4名いようが5名いようがですね、10名いようが、やはり恒久的な予算措置というのは私必要だなと思ってますけども、町長このことに対してですね、町長の思いも含めてですね、やっぱり平取町、農業のこういった部分での予算はですね、なくしていくわけにはいかないと私は思ってますけども、町長のこのへんについての、今後の思い入れも含めてですね、お考えを伺っておきたいと思っております。

議長

町長。

町長

それでは答弁申し上げたいと思っております。ご承知のとおり、北海道については食

糧供給基地として、大変これからも大事な役割を果たしていく矢先に、こういった、廃止というようなことが出てきたことについては大変遺憾に思っております。これらについては、北海道の町村会でそれぞれ農業部門だとか、財政部門だとか、それぞれの部門別に、懸案についてのそういう議論をしながら、また、関係機関に要請する、そういう機会もございますので、そういったところでそれぞれ町村が連携をしながら、やはりこれから大きな課題となっております、農業者の高齢化に対応しながらですね、チェンジしていくためにも、こういった支援をしながら、やはり強化していかなければならない大事な部分というふうに思っておりますので、そういったかたちで復活要求するように取り組んでまいりたいと思います。

議長 ほかございますか。1番櫻井議員。

1番 櫻井議員 20ページの災害対策費18節の備品購入費、防災情報通信装置購入費等の525万円についてであります。これはまた購入後にメンテナンスあるいはソフト等の変更ということで起きた場合に、必ず、また費用がかかっていく、そういった性格のものなのか、ご答弁いただきたいと思いますが。

議長 総務課長。

総務課長 今のところメンテナンス等々のことまでは考えておりません。この機械につきましては、携帯電話のエリアメールということでの備品購入費ということで今回、国の緊急対策事業としておりますので、ドコモ、au、ソフトバンク3社を一斉に送付できるというものをJアラートにつけてやるということになっております。そのメンテナンス等、ソフト等のことまではですね、私のほうでもちょっと確認はしておりませんので、今この場でどうだということにはちょっとご答弁できない状況にありますので、ご理解願います。

議長 ほかございますか、ないようですので、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

22ページをお開き願います。議案第6号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正、第1条、規定予算に228万9千円を追加し、歳入歳出合計それぞれ7億7373万9千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとする。歳出よりご説明いたしますので、26ページをお開き願います。1款1項1目13節委託料228万9千円を追加補正するものでございます。補正の理由といたしまして、平成25年1月29日に国民保険税に係る平成25年度税制改正の大綱が閣議決定されたところでございます。内容は国民健康保険の被保険者であったものが、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するものでございます。また、特定世帯に係る世帯別平等割額の最初の5年間を2分の1に軽減する現行措置に加えまして、その後3年間4分の1に軽減する措置を講ずるものでございます。これにつきましては、第4回の町議会臨時会におきまして、平取町国民健康保険税条例の一部を改正したところでございます。今回この制度改正に伴い、システムの改修が必要となりまして、追加するものでございます。次、歳入をご説明いたします。25ページを見ていただきたいと思えます。3款2項1目1節財政調整交付金228万9千円を追加補正するものでございます。歳出で説明いたしましたが、国民健康保険税の制度改正に伴うシステム改修業務分、財政調整交付金の特別調整交付金で交付されるものでございます。以上、国民健康保険特別会計の補正予算を説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第6号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第12、報告第1号平成24年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について、説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分について報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調整し報告するものでございます。28ページをご覧ください。平成24年度予算を25年度に繰り越しを行い執行することとなりますが、計上した事業といたしまして

は、まず、2款総務費1項総務管理費、過疎集落等自立再生緊急対策事業650万円、5款農林水産業費1項農業費、新規就農研修生用住宅整備事業3300万円、同じく、農産物加工場施設改修事業2350万円、7款土木費4項住宅費、振内新団地公営住宅建設事業6300万円、の4事業となっております。すべての事業が、国の24年度予算補正に基づく事業となっております。詳細な内容につきましては、予算計上時に説明をしておりますので、省略をさせていただきたいと存じます。事業費総額は1億2600万円でございます、全額25年度へ繰り越すこととしてございます。このうち5月31日の出納整理期間中までに収入になっている特定財源はなく、未収入特定財源は国道支出金で7195万5千円、起債で5150万円となっております。繰越一般財源は254万5千円となっております。以上、繰越明許に係る歳出予算の経費について調整いたしましたのでご報告いたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第12、報告第1号平成24年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてを終わります。

日程第13、請願第4号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、

日程第14、請願第5号地方財政の充実・強化を求める請願について、

日程第15、請願第6号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願について、

日程第16、請願第7号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願について、以上4件を一括して議題とします。この4件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますのでその結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

提出されました、請願4件について、6月14日に開催されております議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり、各常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみております。まず請願第4号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する請願については、産業厚生常任委員会への付託、続きまして請願第5号地方財政の充実・強化を求める請願について及び請願第6号義務教育費国庫負担金制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願について、また、請願第7号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願について、以上3件については総務文教常任委員会の

付託としておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願 4 号については産業厚生常任委員会に、請願 5 号、請願 6 号、請願 7 号については総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第 1 3、請願第 4 号は産業厚生常任委員会に、日程第 1 4、請願第 5 号、日程第 1 5、請願第 6 号、日程第 1 6、請願第 7 号は総務文教常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第 1 7、承認第 1 号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第 1 7、承認第 1 号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

お諮りします。議案第 7 号平成 2 5 年度平取町一般会計補正予算第 4 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、平成 2 5 年度平取町一般会計補正予算第 4 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第 7 号平成 2 5 年度平取町一般会計補正予算第 4 号についてご説明を申し上げます。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の予算の総額に、それぞれ 1 0 2 0 万円を追加いたしまして、予算の総額を 6 3 億 9 7 9 4 万 2 千円とするものでございます。2 項におきましては、予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によることとしてございます。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので 5 ページをお開き願います。2 款 1 項 9 目企画費 6 0 0 万円の追加でございます。これは平成 2 5 年度の総務省の事業であります、地域力創造のための起業者定住促進モデル事業として実施する事業となっておりまして、地域おこし協力隊などの地域外の人材の定住を促進しまして、地域の活性化を図るため、外部専門家を活用したモデル的な取り組みを実施し、今後の平取町の移住定住施策に関する問題や課題を分析して定住につながる実践的な方策を探る事業となっております。年度当初、総務省で事業の募集が始まったということで、当該事業に応募していたという経緯がございまして、このた

び採択となったものでございます。平取町で本制度を活用して実施する内容といたしましては、主に、第1次募集の地域おこし協力隊が本年度で3年目の最終年を迎えるということから、任期終了後の定住に向けて、それぞれに努力をしているところでございますが、任期完了後の起業等に向けた取り組みをさらに専門的なノウハウ、経験を持ち合わせている外部専門家が実際に現地に来てアドバイス、もしくは一緒に実践をすることで、より起業などや定住しやすい環境を構築していくことを主たる目的として実施したいと考えているものでございます。予算内容でございますが、8節報償費310万円でございます。これは現地指導や指導助言、資料作成費などの外部専門家への謝礼となっております。9節旅費の費用弁償90万円は外部専門家の指導のための平取町東京間の旅費、現在のところ9往復分を組んでおりますが、それから先進地視察に係る専門家の費用弁償となっております。普通旅費48万円は職員分の総務省外部専門家との打ち合せ及び先進地視察に係る旅費となっております。11節需用費、消耗品費35万円は、これはモデル的にこの事業のなかでモニターツアー、エコツーリズム系のモニターツアーを予定しておりまして、それに係る消耗品、及び一般事務に係る一般消耗品となっております。印刷製本費12万円でございますが、これは、そのツアー関連、それからこの事業のなかで、外部専門家によるシンポジウム等も計画したいと考えてございまして、それらの資料等の印刷製本費となっております。13節委託料105万円でございますが、これは今回の事業を実施する上で、外部専門家との調整ですとか、全体的な事業のプログラムの進行等の支援業務を民間の専門シンクタンク等に委託するための費用となっております。これらの経費は全額、総務省の補助金が充当されるものとなっております。次に3款1項1目社会福祉総務費21節貸付金420万円の追加でございます。これは平成24年7月より厚生労働省より委託を受けて、実践型地域雇用創造事業に係る雇用拡大や人材育成などの各種事業を実施しております、平取町地域活性化協議会の運営経費のための平取町からの貸付金となっております。平成25年度の協議会が、国から受ける交付金は8人分の人件費をはじめまして、各種経費に4450万円交付されることとなっております。昨年、24年度は毎月の人件費や施設費の管理費の支払いは、四半期ごとの国からの概算払いの交付金を充当してきたところでございます。しかし、本年度25年度は国の予算成立が5月半ばとなりまして、概算交付がずれ込む事態となったことから、6月分の人件費等の支払いが困難な状況となっているということもあり、任意の団体であります協議会としても、資金繰りとしての金融機関からの融資も困難ということから、平取町が貸付規定を設けまして、協議会に対し運営資金の貸し付けを行うための追加補正となっております。金額の積算は当面の運営資金1月210万円の2月分ということになってございます。次に歳入をご説明いたしますので、前のページにお戻りください。14款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金地域力創造のための起業者定住促進モデル事業補助金600万円の追加です。これは、外

部専門家活用事業に充当される補助金、充当率は100%となっております。続きまして、20款4項9目1節の平取町地域活性化協議会貸付金元利収入420万円は、運営資金としての協議会への貸付金の償還金ということで、歳出と同額を計上してございます。国からの交付金の概算払いがあった時点で、償還をしていただくということにしてございます。以上、議案第7号平成25年度平取町一般会計補正予算第4号につきまして、ご説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、議案第7号平成25年度平取町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。承認案件の配布を行います。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 1時57分)

議長

再開します。追加日程第2、承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がございました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長から申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審議は終了いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案7件で原案可決7件、

報告 1 件で報告 1 件、請願 4 件で委員会付託 4 件、承認 2 件で決定 2 件となっております。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第 6 条の規程により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成 25 年第 7 回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

(閉 会 午後 1 時 5 8 分)